10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

信用不安の兆候：関係が良いうちは要らない条項

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　どういう場面か

取引先の支払が、少しずつ遅れ始めました。担当者の顔ぶれが変わり、電話がつながりにくくなりました。決算書を見せてほしいと言っても、はぐらかされます。

契約書を開くと、信用不安に触れた条項がありません。**このとき、契約上できることはほとんどありません。**

実務書は、この種の条項の性格をこう書いています。

> 取引先の経営状況を常にチェックすることは，債権管理の基本である。この債権管理のために，通知義務条項や立入検査権条項を定めておくことは有益である。取引関係が良好であれば，これらの条項は必要ではないが（説明や立入検査を求めれば相手方は積極的に対応してくれるだろう），これらの条項を根拠に相手方に経営状況その他の企業情報の開示を求めることができるし，また，通知義務に反した場合や立入検査を拒否した場合には，解除事由や期限の利益喪失事由に該当するとして，契約解除や直ちに債権回収を行うこともできる。（注1）

取引関係が良好なうちは、説明や立入検査を求めれば相手方は積極的に対応してくれるだろうから、必要ではない条項です（注1）。そして、要ると分かったときには、もう入れにくくなっています。

二　何を見るか

1　条文だけでは、兆候の段階で動けない

民法が定める期限の利益の喪失事由は3つだけです（137条）。実務書は、その限界を具体例で示しています。

> しかし，これでは，取引先が一般的な信用不安状態に陥ったときに対処できない（たとえば，手形の第1回目の不渡り時でも，民法上は期限の利益を失わない）。（注2）

手形が1度不渡りになっても、条文の世界では何も起きていないことになります。兆候の段階で動くには、条項が要ります。喪失事由の書き分けそのものは別稿（期限の利益喪失：自動で効くほうが有利、とは限らない）が扱います。

2　兆候は、条項の号になっている

条項に並ぶ喪失事由は、思いつきの列挙ではありません。実務書は、自らが挙げた条項例の号を、こう解説しています。

> 第1号で信用不安を推認させる事実の発生を，第2号で法的整理手続に入ったことを，また第3号でいわゆる任意整理（私的整理）手続に入ったことを，そして第4号では，第1回の手形不渡りとそれに続く支払停止を喪失事由としている。（注3）

兆候の類型が、そのまま号になっています。レビューでは、この4つの層が揃っているかを見ることになります。

層	事由の例	何を捉えているか
1	差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税公課の滞納処分	他の債権者が動き出したこと
2	破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立て	法的整理に入ったこと
3	事業再生ADR等の私的整理手続の申請	法的整理の手前で動いていること
4	不渡り報告、取引停止処分、支払停止	支払能力そのものの兆候

3層目は、比較的新しい層です。事業再生ADRは私的整理であって「倒産」（法的整理）ではないため、従来の喪失事由には該当しません。そのため喪失事由に追加する例も増えています（注4）。**古い契約書ほど、この層が抜けています。**

3　いま、相手の情報を取れる条項があるか

兆候を捉える前に、そもそも情報が入ってくるかを見ます。

手立ては、通知義務条項と立入検査権条項の2つです（注1）。どちらも無ければ、相手が話してくれる範囲でしか状況が分かりません。

三　直し方：兆候を条項の要件にする

1　通知（報告）義務を置く

条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（通知義務）
> 乙は，次の事由が生じたときは，事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。
> ①　住所，商号，代表者の変更
> ②　合併，会社分割，解散又は組織変更
> ③　事業の全部又は一部の譲渡，譲受け，賃貸借，経営委任
> ④　資本金又は準備金の額の減少
> ⑤　その他乙の営業状態又は資産状態に影響を及ぼすおそれのある事由（注5）

⑤が効きます。①②と④の資本金の減少は登記で外から確認できますが、③の事業譲渡等や準備金の減少は登記には現れません。⑤はそれ以外を拾う受け皿です。この条項の目的は、信用不安が生じたときに各種通知や法的手続を迅速に行い、また、常に取引先の与信状態を把握することにあります（注5）。

支配権の変動を捉える通知条項は、別稿（Change of Control条項の設計）が扱っています。本条項とは、目的が違います。あちらは相手が誰かを知るため、こちらは相手の体力を知るためです。

2　届出を怠ったときの効果まで書く

義務を書くだけでは足りません。届出事項の変更については、次の条項例があります。

> 第〇条（届出事項の変更）
> 乙は，印章，名称，商号，代表者，住所その他届出事項に変更があったときは，直ちに書面によって甲に届け出なければならない。
> 2　前項の届出を怠ったときは，甲から乙になされた通知又は書類は，通常到達すべき時に乙に到達したものとみなされるとともに，甲に損害が生じた場合はその全損害額を賠償しなければならない。（注6）

これは、契約書記載の住所地に向けて発送すれば到着したものとみなすとする規定です。届出義務を課すとともに、届出をしなかった場合の不利益を相手方に負わせることもあります（注6）。

2項がないと、相手が消えたときに通知を届けるのに手間と時間がかかります。特約がなくても、相手方が正当な理由なく到達を妨げたときの到達のみなし（民法97条2項）や、公示による意思表示（民法98条）を使える場合はありますが、要件の立証や手続が要ります。別稿（資金使途違反・届出義務違反の効果）で見たとおり、届出義務は書いただけでは効果が出ません。到達のみなしは、その効果を条項の側で作る一つの形です。

3　立入検査権を置く

> 第〇条（立入検査権）
> 甲は乙に対して，3営業日前までに予告をすることにより，乙の営業時間中いつでも乙の事業所に立ち入り，本契約における乙の義務の履行状況を調査できるものとする。（注7）

これは、与信管理や契約業務の実査・進捗管理等の点で有用です（注7）。

四　相手方への説明のしかた

相手方が立入検査権に難色を示すことは、珍しくありません。そのまま使える代替案があります。

> なお，相手方がこの条項を設けることに消極的な場合は，立入検査の時間や場所を限定したり，また立入検査の代わりに，こちらの要求する調査を自ら行い，報告書を提出する義務を負わせる等の方法も考えられる。（注7）

「入らせてほしい」から「報告してほしい」に落とすということです。目的は情報であって、立ち入りそのものではありません。

通知義務については、一の引用がそのまま説明になります。関係が良好なうちは使わない条項であることを先に言うのが有効です。取引関係が良好であれば、これらの条項は必要ではありません（注1）。**平時の負担は、商号や住所などに変更があったときに知らせる程度の事務にとどまると分かれば、相手方の抵抗は下がります。**

そのうえで、通知事由は絞る余地があります。三の1のうち登記で確認できる事項（①、②、資本金の減少）は、契約管理の負担を理由に外す交渉が成り立ちます。⑤だけは残すよう求めるのが要点です。

五　どこまで直すか

1　債権者側（先に渡す側）

通知義務条項の⑤と、届出事項の変更の2項は必ず入れます。三の1・三の2のとおり、この2つが兆候を拾う入口と、動くための足場になります。

立入検査権は、相手方の業態によります。製造の現場を見る必要がある取引なら求め、そうでないなら四の代替案（報告書の提出義務）で足ります。

期限の利益喪失事由については、二の2の4つの層が揃っているかを確認します。とくに3層目（私的整理・事業再生ADR）が抜けている契約書は多いはずです。

2　債務者側（先に受け取る側）

通知事由は絞ります。登記事項は外から確認できるので、通知の対象から外すよう求めることになります。

立入検査権は、時間・場所・頻度の限定を求めます。四の代替案は、こちらから出す案としても使えます。

届出事項の変更の2項（到達のみなし）は、受け入れざるを得ない場面が多いはずです。届け出ていれば不利益は生じない条項だからです。

3　どちらの立場でも

兆候が出てからでは、この条項は入れられません。信用不安を理由に条項の追加を求めれば、相手方はその意図を読みます。取引基本契約を結ぶ段階で決めておく話です。

倒産に備える条項が噛み合っているかは別稿（倒産時に効く条項の束）が、契約に書いても効かない場面は別稿（倒産手続と契約条項の限界）が扱います。

参考文献等

（注1）堀江泰夫『契約業務の実用知識〔第3版〕』（商事法務、2025）180頁
（注2）前掲注1・182頁
（注3）前掲注1・184頁
（注4）前掲注1・183頁の註18
（注5）前掲注1・180〜181頁の条項例
（注6）前掲注1・181頁の条項例
（注7）前掲注1・181〜182頁の条項例および同182頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shinyo-fuan-chokou-joko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「信用不安の兆候：関係が良いうちは要らない条項」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。